熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号、法第31条の10、熊本県補助金等交付規則並びに 熊本県健康福祉部補助金等交付要項に規定する高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進 給付金」という)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

- 第2条 給付金の種類は次のとおりとする。
- (1) 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。)
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭 高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修 了支援給付金」という。)

(対象者)

- 第3条 訓練促進給付金の対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の対象者は、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす熊本県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。)であって、かつ、別表に定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するために修業している者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
 - (2)修業年限1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始するものについては6月以上)の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
 - (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
 - (4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けていな

い者であること。

2 通信教育による修業は、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむ を得ない場合や、働きながら資格取得を目指す場合にも支給対象とする。ただし、平成 24年3月31日までに修業を開始した者については、この限りではない。

(支給期間等)

第4条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)は、修業する期間の全期間(その期間が48月を超えるときは、48月)とする。(平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し(平成21年度6月5日から平成24年3月31日までに就業を開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間としても差し支えない。)

なお、支給期間の決定にあたっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

- 2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師 の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支 給するものとする。(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中 の者についても、通算48月を超えない範囲で支給して差し支えない。)
- 3 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として支 給対象期間の申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

ただし、平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進給付金の支給は、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、第2条の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

4 高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」という。) は修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、 看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養 成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

- 第5条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める 額とする。
 - (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年

法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得税割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)

月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満である時は、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)

- (2) (1) に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満である時は、当該期間)についは、月額11万5百円)
- 2 訓練促進給付金は、原則として、過去に訓練促進給付金を支給したことがある者については支給しないものとする。
- 3 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額と する。
 - (1)対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度 (修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の 規定による市町村民税が課されない者 5万円
 - (2) (1) に掲げる者以外の者 2万5千円
- 4 修了支援給付金は、原則として、過去に修了支援給付金を支給したことがある者については支給しないものとする。

(訓練促進給付金の支給等)

第6条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する福祉事務所長を 経由して、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書」(別記様式第1号。 以下「支給申請書」という。)を知事に提出するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した以後に行うことができるものと し、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものと する。

- 2 支給申請書を受領した福祉事務所長は、交付申請のあった日の属する月の翌月までに、 支給の決定及び支給の必要性に関し参考となる意見書を添付して知事に副申するものと する。
- 3 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認 することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 訓練促進給付金

- (ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (イ) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の 父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場 合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、 前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年 法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定 扶養親族の有無及び数についての町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養 親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の 数を明らかにすることができる書類(別記様式第2号「16歳以上19歳未満の 控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の 額についての町村長の証明書を含む。)
- (ウ) 第5条(1) に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象と同一の世帯に 属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第5条(1) に掲げる者に該当することを証明する書類
- (エ)入校(入所)証明書 支給申請時に修業している養成機関の長が在籍を証明する書類
- (オ) 最終修学期間に係る届

当該対象者が、交付申請を行う年度中に養成機関における最終学年(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月)を迎える場合は、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する最終修学期間に係る届」(別記様式第3号)

(2)修了支援給付金

- (ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)
- (イ) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の 父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場 合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、 前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規 定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び

数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別記様式第2号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(就業開始日の属する年の前年(就業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。)及び終了日の属する年の前年(終了日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

- (ウ)対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)
- (エ) 第5条第3項(1) に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による町村民税に係る納税証明書その他第5条第3項(1) に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)
- (オ) 当該カリキュラムの修了証明書の写し 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- 4 第6条第1項の規定により支給申請書を提出した後、当該対象者が申請書の取り下げを行う場合は、「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請取下書」(別記様式第4号)を知事に提出するものとする。
- 5 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 6 知事は、受付期間内に提出された支給申請書について、申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を「支給決定(不承認)通知書」(別記様式第1号)により当該申請者に対して通知するものとする。
- 7 知事は、訓練促進給付金の支給の可否を決定するに当たり、必要に応じ、母子家庭等 自立支援給付金支給審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

- 第7条 知事は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者が養成機関に在籍していることを確認するため、当該対象者に対し、定期的に出席状況に関する報告その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。
- 2 訓練促進給付金の支給を受けている対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、熊本県内の町村に住所を有しなくなったこと、修業の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受

給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内に、別記様式第5号「熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する受給状況変更届」 (以下「受給状況変更届」という。)により知事に届け出なければならない。

なお、受給状況変更届の提出に当たっては、前条第1項の例によるものとする。

3 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこととする。 ただし、出席しなかったことにやむを得ない事由があり他の方法により学習状況等の確認ができる場合は、この限りではない。

(支給決定の取消)

第8条 知事は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消す とともに、その旨を当該受給者に通知するものとする。

(受給者の報告義務)

第9条 訓練促進給付金の支給を受けた者は、資格の取得状況及び就業状況、その他給付金の支給に関して必要と認められる事項について、知事に報告しなければならない。

(経過措置)

- 第10条 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課税されない者に は、寡婦等のみなし定期用対象者(平成29年度所得から令和元年度所得において同 法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をして いない者又は夫の生死の明らかでない者で政令の定めるもの」とあるのを「婚姻によ らないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に 同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同 法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によら ないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとし ていた者の平成29年度所得から令和元年度所得については従前のとおりの取扱をし た場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる 者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給申請に際 しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用 対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並び に当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明す る書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
 - (2) 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、

寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であるときは、当該対象者のこの戸籍謄本及び当該対象者と生計と一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年4月1日以降に 養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成19年度以前から養成 機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成21年3月17日から施行し、2月4日から適用する。

附則

第1条

この要領は、平成21年7月7日から施行し、6月5日から適用する。

第2条 削除

1. 削除

- 2. 削除
- 3. 削除
- 4. 削除
- 5. 削除
- 6. 削除

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

第1条

この要領は、平成24年4月9日から施行し、4月1日から適用する。

第2条 削除

- 1. 削除
- 2. 削除

附 則

この要領は、平成24年8月7日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月14日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年8月17日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年12月13日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年1月30日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月9日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月17日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月16日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月31日から施行し、改正後の規定は、令和5年4月1日から 適用する。

別表 (第3条関係)

看護師	保健師	視能訓練士
介護福祉士	助産師	社会福祉士
保育士	准看護師	精神保健福祉士
理学療法士	歯科衛生士	言語聴覚士
作業療法士	診療放射線技師	管理栄養士
理容師	診療エックス線技師	医師
美容師	歯科技工士	歯科医師
あん摩マッサージ指圧師	臨床検査技師	薬剤師
はり師	調理師	臨床工学技士
きゅう師	製菓衛生師	義肢装具士
栄養士	柔道整復師	救急救命士
シスコシステムズ認定資格	LPI 認定資格	その他知事が地域の実
		情に応じて定める資格